

加入資格がなくなった後の 保険証は使えません!!

被扶養者の就職

退職 etc.

医療機関で保険証を使って受診できるのは、椿本健保の加入期間のみです。加入資格を喪失した日以降は、それまでの保険証は一切使用できません。資格を喪失した保険証は、喪失後5日以内にご返却ください。



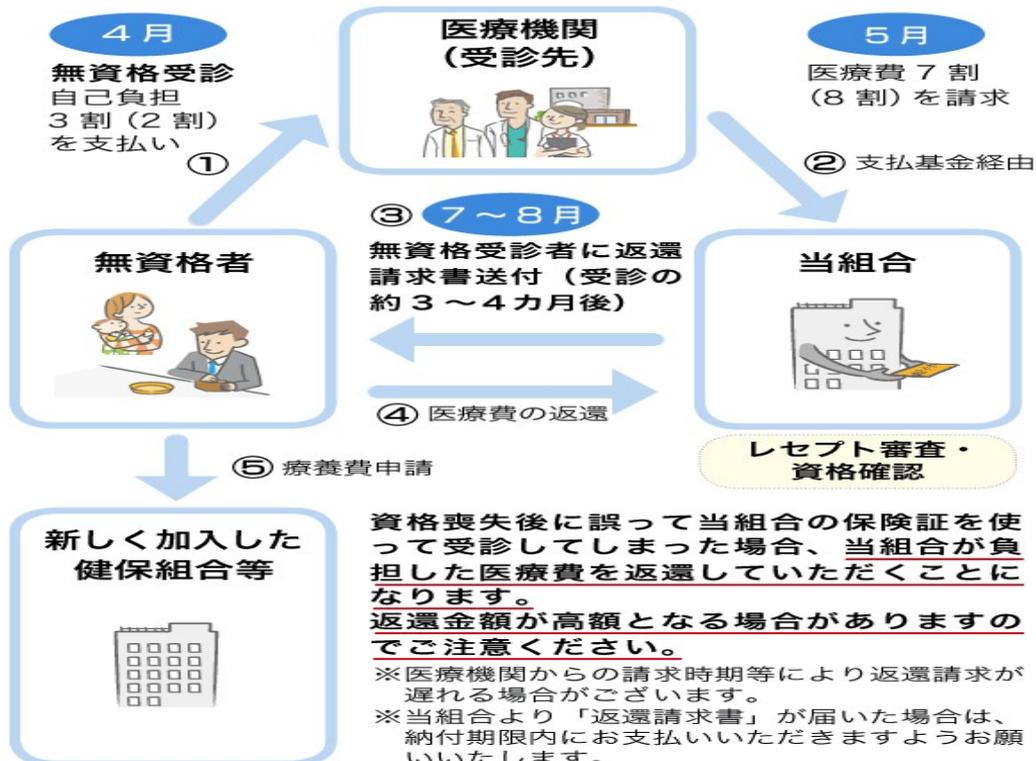
資格喪失後に保険証を使用されるケースが多数発生しております。

病院等を受診する際は、必ず新たに取得された保険証を提示して受診してください。

(新しい保険証がまだ発行されていない場合でも、椿本健保の資格を喪失した旨を病院等の窓口で申し出てください。)

資格喪失後に椿本健保の保険証で受診された場合、当健保が負担した医療費を後日返還いただくことになります。

(例)返還請求までの流れ ※4月に無資格受診をしてしまった場合



当組合に返還請求分をお支払いいただいたら

返還請求分をお支払いいただいた後、受診日に加入している他の健保組合等に療養費申請を行うことで、返還金額分を受給できる場合があります。詳細は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください。